

町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

町田市学童保育クラブ設置条例（昭和47年3月町田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表金森学童保育クラブの項中「町田市金森七丁目18番2号」を「町田市金森東一丁目2番1号」に改め、同表なかよし学童保育クラブの項中「町田市忠生三丁目12番地11」を「町田市忠生三丁目10番地2」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表金森学童保育クラブの項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の町田市学童保育クラブ設置条例の規定は、平成25年10月7日から適用する。

町田市学童保育クラブ設置条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
金森学童保育 クラブ	<u>町田市金森東一丁 目2番1号</u>	45 名	金森学童保育 クラブ	<u>町田市金森七丁目 18番2号</u>	45 名
略	略	略	略	略	略
なかよし学童 保育クラブ	<u>町田市忠生三丁目 10番地2</u>	45 名	なかよし学童 保育クラブ	<u>町田市忠生三丁目 12番地11</u>	45 名
略	略	略	略	略	略